士（環境計量士（濃度関係）及び環境計量士（騒音・振動関係）に限る。）の登録をうけている者、電気事業法（昭和39年法律第170号）による第１種電気主任技術者免状の交付を受けている者、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者及び線路主任技術者資格者証の交付を受けている者並びに一般社団法人建設コンサルタンツ協会の行うＲＣＣＭ資格試験に合格し、登録を受けている者

⑷　地質調査業務

①　技術士法による第２次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を土質及び基礎とするものに限る。）又は応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者

②　一般社団法人全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し、登録を受けている者

⑸　補償関係コンサルタント業務

①　不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）による不動産鑑定士の登録を受けている者、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）による土地家屋調査士の登録を受けている者、司法書士法（昭和25年法律第197号）による司法書士の登録を受けている者、一般社団法人日本補償コンサルタント協会の付与する補償業務管理士の資格を有し、登録を受けている者

別表第４　営業年数による数値

35年以上：30

25年以上　35年未満：25

15年以上　25年未満：20

５年以上　15年未満：15

５年未満：10

競争参加者の資格に関する公示

令和７・８・９年度において国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）における製造又は物件の買入れ等の契約に係る競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和７年１月６日

国立研究開発法人産業技術総合研究所

調達管理室長　松波　秀樹

◎調達機関番号　808　◎所在地番号　08

１　製造又は物件の買入れ等の契約の種類及び業種の区分

⑴　物品の製造

①衣服・その他繊維製品類　②ゴム・皮革・プラスチック製品類　③窯業・土石製品類　④非鉄金属・金属製品類　⑤フォーム印刷　⑥その他印刷類　⑦図書類　⑧電子出版物類　⑨紙・紙加工品類　⑩車両類　⑪その他輸送・搬送機械器具類　⑫船舶類　⑬燃料類　⑭家具・什器類　⑮一般・産業用機器類　⑯電気・通信用機器類　⑰電子計算機類　⑱精密機器類　⑲医療用機器類　⑳事務用機器類　㉑その他機器類　㉒医薬品・医療用品類　㉓事務用品類　㉔土木・建設・建築材料　㉕警察用装備品類　㉖防衛用装備品類　㉗その他

⑵　物品の販売　物品の製造と同じ

⑶　役務の提供等

①広告・宣伝　②写真・製図　③調査・研究　④情報処理　⑤翻訳・通訳・速記　⑥ソフトウェア開発　⑦会場等の借り上げ　⑧賃貸借　⑨建物管理等各種保守管理　⑩運送　⑪車両整備　⑫船舶整備　⑬電子出版　⑭防衛用装備品類の整備　⑮その他

⑷　物品の買受け

①立木竹　②その他

２　申請の時期　定期の申請時期は、令和７年１月６日から令和７年１月31日までとする。ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日を除く。なお、上記期間後も随時受付を行うが、この場合、資格を付与した日から有効となるため、希望する調達案件の入札に間に合わないことがあるので、余裕を持って申請すること。

３　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　研究所所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」（以下「申請書」という）は研究所ホームページ（https://www.aist.go.jp）からダウンロードすることにより入手できる。

⑵　申請書の提出方法　申請書は、別記１に掲げる場所に次の申請書等の関係書類を持参又は郵送（郵送の場合は簡易書留等（定期の申請は令和７年１月31日消印有効））、又は電子メールにより提出すること。

①　一般競争（指名競争）参加者資格審査申請書（様式第２号）

②　添付書類

一　営業経歴書

二　登記事項証明書の写し（法人の場合）

三　財務諸表類（直前１年の各事業（営業）年度分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表（個人の場合にあっては、これらに類する書類。）なお、連結財務諸表は不可とする。

四　納税証明書の写し（法人の場合は法人税、個人の場合は申告所得税又は申告所得税及復興特別所得税の所得金額を証明する納税証明書の写し（電子納税証明書を含む。））

五　納税証明書の写し（次の各税についての未納税額のないことを証明する納税証明書の写し（電子納税証明書を含む。）（個人の場合はその３又はその３の２、法人の場合はその３又はその３の３とする。））

A　消費税及び地方消費税（法人及び個人）

B　法人税（法人の場合）

C　所得税（個人の場合）

ただし、納税すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は、再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類）

六　委任状（行政書士等の代理申請による場合に限る。）

４　競争に参加することができない者及び競争に参加させないことができる者

⑴①　当該契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

②　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

⑵　次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった日以後２年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

①　契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

②　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

③　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

④　監督又は検査の実施に当たり監督員、検収員及び当該業務を委託された者の職務の執行を妨げた者

⑤　正当な理由なくして契約を履行しなかった者

⑥　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

⑦　この項（この号を除く）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

⑶　⑵に該当する者を入札代理人として使用する者

５　資格審査結果の通知　「資格決定通知書」により申請者に通知（郵送）する。

６　資格の有効期間　令和７年４月１日から令和10年３月31日までとする。なお、２により随時申請した場合は、資格を付与されたときから令和10年３月31日までとする。

７　公告の方法　一般競争に付する場合の公告の方法は、入札を行うセンターに掲示するほか、研究所ホームページ（https://www.aist.go.jp）に掲載する。

８　競争参加者の資格及びその審査

⑴　資格　予定価格の金額に応じ、物品の製造、物品の販売、役務の提供等、物品の買受けごとに別記２の⑴の①、⑵の①及び⑶の①のとおり資格を定める。なお、統一参加資格または研究所の参加資格に基づき実際に調達を行うに際しては、適正な競争性を確保するため、他の等級の競争参加が可能となるような弾力的な競争参加を認める場合がある。